

三世代同居改修工事を実施する場合の留意点

平成28年4月版

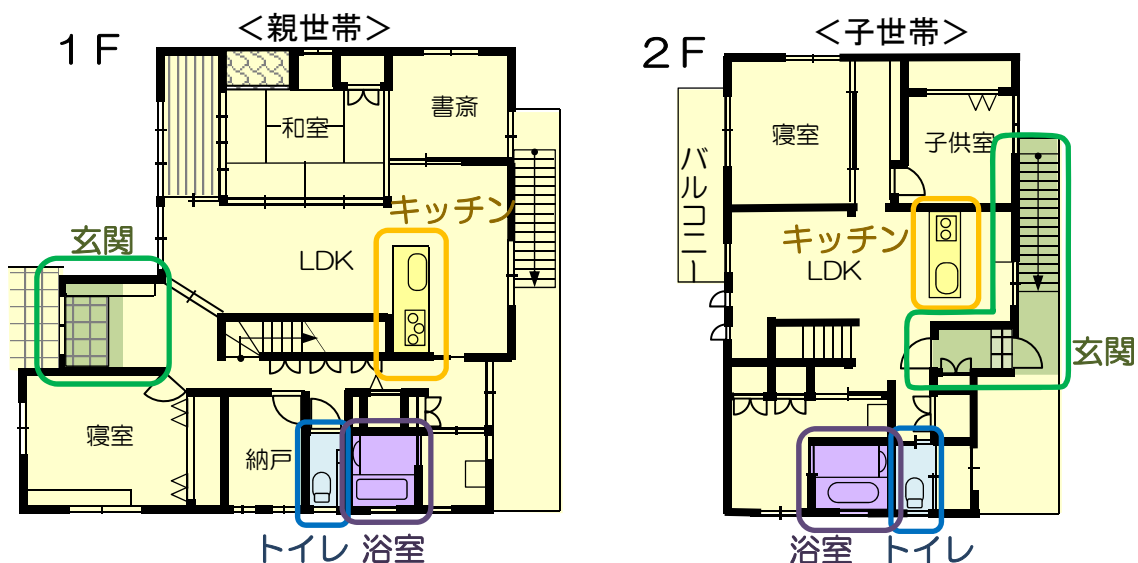
どんな住宅が対象になるの？

対象となるのはリフォームを行う住宅です。既存の戸建住宅、共同住宅いずれも対象となります。事務所や店舗など住宅以外の建物は対象外です。

どのような工事が対象になるの？

キッチン・浴室・トイレ・玄関の増設工事が対象となります。ただし、リフォーム後にキッチン・浴室・トイレ・玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所あることが要件となります。

三世代同居等の複数世帯の同居に対応した住宅のイメージ



どれくらい補助金が出るの？

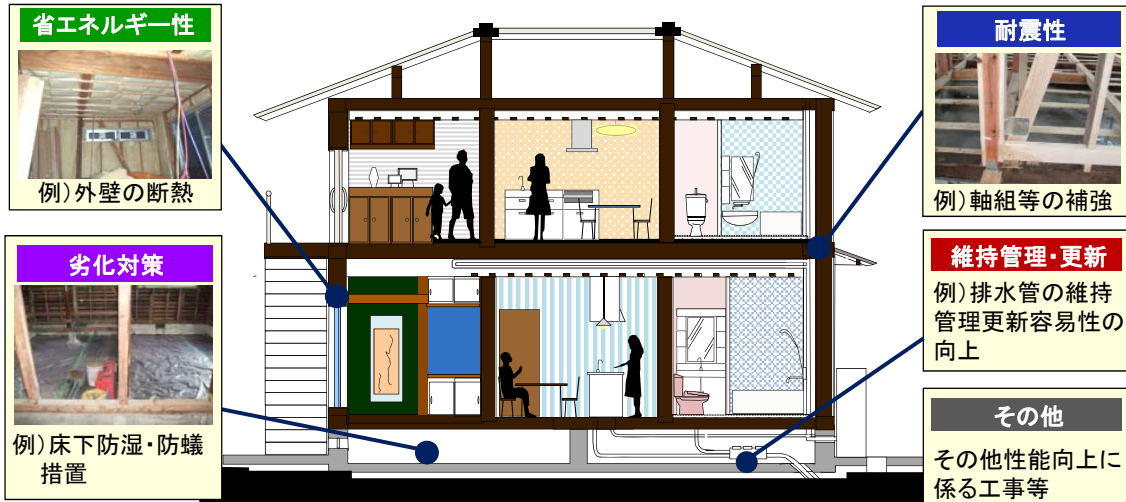
- 補助率：1/3
- 補助限度額：150万円/戸
(認定長期優良住宅並みとする場合は250万円/戸)
※ 三世代同居改修工事費については50万円/戸を上限

他に要件はあるの？

- 専門的な知識が必要となるため、一部書類については建築士が作成することが義務づけられています。申込みの前にリフォーム会社や建築士等にご相談ください。
- 劣化対策と耐震性はリフォーム工事後に一定の基準を満たしていることが要件となります。既に基準を満たしている場合は、劣化対策と耐震性に関するリフォーム工事を行わなくても構いません。
- リフォーム工事前にインスペクション(住宅の劣化状況等に関する調査)を実施し、インスペクションにより劣化事象が指摘された箇所については、以下のいずれかの措置をとる必要があります。
 - ①リフォーム工事の内容に含めること。(補助対象工事となります。)
 - ②維持保全計画において、今後の補修時期又は点検時期を明記すること。
(インスペクションにおける指摘内容が当面の補修を必要としない場合に限る)。

その他何が補助対象になるの？

→ 三世帯同居改修工事の他、劣化対策、耐震性、省エネルギー対策、維持管理・更新の容易性等について、長期優良住宅化に資する水準として設定した基準に適合するための工事、インスペクション費用等が補助対象となります。



誰が申し込むのですか？

→ リフォーム工事の施工業者又は発注者のいずれかです

①施工業者申請タイプ



②発注者申請タイプ



施工業者による申請を行う場合、
個社又はグループ申請のいずれかを選択できます。

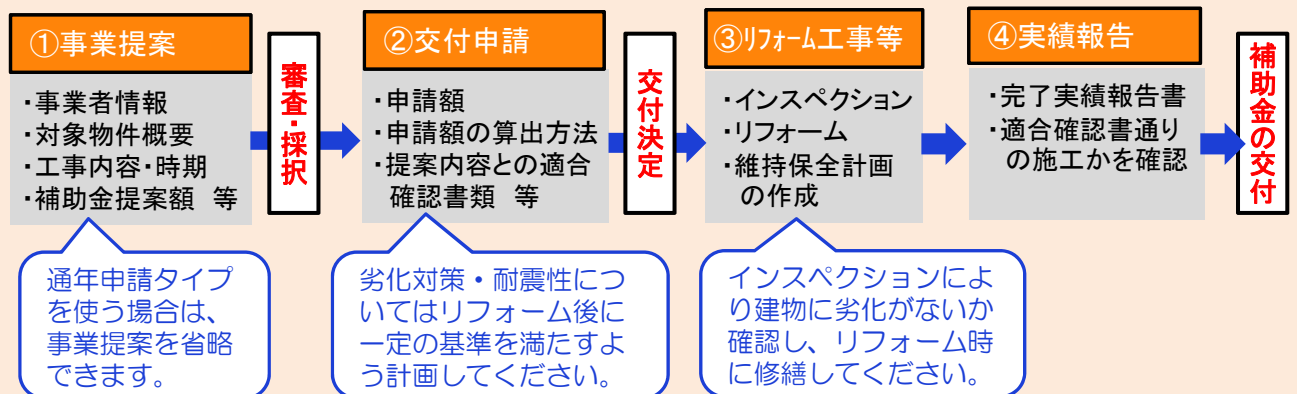
また、買取再販を行う宅建業者による申請も可能です。

どのように申し込めばいいですか？

→ 提案方法、期間等は長期優良住宅化リフォーム推進事業事務局のホームページで公表します。

- ・事務局ホームページ http://www.kenken.go.jp/chouki_r/
- ・問合せ先 03-5805-0522

<事業の大まかな流れ>



※250万円コースを用いる場合は、別途評価機関による審査や行政庁による認定手続が必要になります。